

平成 18 年度 第 4 回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 19 年 (2 0 0 7 年) 3 月 2 3 日 (金) 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 5 8

2 場 所 長野県庁議会棟 4 0 1 号会議室

3 内 容 議事

- (1) 長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正 (案) について
- (2) その他

4 出席委員 (五十音順)

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
富 樫 均
中 村 浩 志
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員 (五十音順)

片 谷 教 孝
佐 倉 保 夫
中 村 寛 志
野 見 山 哲 生

平成 1 9 年 6 月 1 9 日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

事務局（長野県生活環境部環境政策課 臼井）

本日は、年度末のお忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成18年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます長野県生活環境部環境政策課の臼井厚隆です。

よろしく願いいたします。

議事に入ります前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。

片谷委員、佐倉委員、信州大学農学部の中村委員、野見山委員が都合により御欠席という御報告をいただいております。

技術委員会の委員14名に対しまして現在の出席者10名ということで、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、念のため申し上げますが、この委員会は公開で行われ会議録も公表されます。

会議録が作成されるまでの間は音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。

したがいまして、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、亀山委員長にひとことごあいさつをいただき、続けて進行をお願いいたします。

亀山委員長

ひとことごあいさつ申し上げます。今日はいつもの審議案件ではございませんでして、県の環境影響評価の条例をこのたび改正するという事になっていまして、条例の条文について県の方でいろいろ検討していただいた案を皆さんに見ていただくということで開かれる会議でございます。いつものような案件について御意見を頂くのとは勝手が違いますが、そのようなことで進めさせていただくことになりました。

条例上、「知事は技術指針を変更しようとするときにはあらかじめ技術委員会の意見を聞かなければならない」ということになっておりますので、今回、技術指針の改正案について御審議いただくということになります。また、条例上の規定はございませんけれども、技術指針と連動しております技術指針マニュアルについても、技術指針の内容の具体的な解説書ということで一緒に御検討いただきたいということで本日はお集まりをいただいたわけでございます。元になりました考え方は、皆さんのところに事前に配布された参考資料がございますけれど、ちょっと御覧いただけますでしょうか。一枚紙で参考資料というものがありませんけれども、大丈夫ですか。

この参考資料が、「環境影響評価法に基づく基本的事項の改正の概要」というのでございまして、環境影響評価法が施行されましたのが1999年でございまして、それから5年経ったあと、2005年に環境省で環境影響評価法の、特に基本的事項について見直しが必要かどうかという委員会をやっておりまして私もそれに出ていたんですけれども、その時に、基本的事項というのは何かと言いますと、各省が環境影響評価法に基づいて省令を出しまして、省令の中で基本的事項が書かれている、そういうものなんです、そこで見直すべきものは何かということの議論をしました。その結果として基本的事項を改正すべき点がそこに25項目ほどございますけれども、それで出された文章でございます。何が問題となったかと大きく申しますと、環境影響評価法を施行してみたところ、この項目で言いますと、5、

6、7、8、9のあたりがそうですが、三点ほどあります。

ひとつは標準手法と標準項目を決めて、それから項目の重点化と簡略化ということをやったんですけども、それが法律でつくってやってみたらどうなったかといいますと、実はケースバイケースでいろいろ考えてやろうという趣旨で簡略化、重点化を考えたんですけど、それをどの事業でもほとんど何も考えなくて、全部標準手法でやってたというのが実態であったので、どうもこの「標準」がいけないんじゃないかと。私はそうは思わないと言っていたのですが、「標準」という言葉がいけないんだということで、「標準」と言わないで何か別の言葉がないかということで、「参考項目」、「参考手法」にして、それに対する重点化と簡略化を考えようという、言葉だけいじっても意味ないと思ったんですけど、とにかくそうになったのが一点でございます。

それから、いろんなことをする時にできるだけ説明をする、どうしてこういうふうにするんだということについてできるだけ説明して、透明性のあるアセス書にしようというのが第二点でございます。

三点目は、環境保全措置について22からありますけれども、環境保全措置に関しましては実態としてはどうだったかと言いますと実は回避、低減、代償と言ってるんですが、あまり回避がしていないというんですね。回避がしてないのは当たり前でして、例えば道路をつくるときに天然記念物みたいなのがあったときに、いきなりそれにぶつかろうなんて線を引く人はあまりいないわけですから、当然危ない物は回避して事業をやっておりますので、回避をしてるんですけども、どうもそういうのがないのがおかしいんじゃないかという方もおられたりして、代償措置ばかりやっていることになるんですね。結果的には、代償措置をするということについては、できるだけ、なぜそうするのかということを確認したり、効果はどのくらいあるんだということを確認をしたりしないといけないんじゃないかというような、大雑把に言うとその三点ぐらいがその時の論点だったわけです。県の条例はこの環境影響評価法を受けて現在のものが使われているのですが、そのような考え方をを受けて条例(に規定される技術指針)の方も改正しようということで今回に至ったということでございます。

事務局が非常によくお考えいただいているので、御説明いただいてそれでいいですとってお終いというような感じなのかとも思うんですが、でもそうでもないかもしれませんので、皆さんにいろいろ御意見をいただいて、できるだけ良いものにしていくということでお集まりいただいたということでございます。

それでは早速でございますが、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（環境政策課 宮尾）

御苦勞様でございます。環境政策課環境審査係長の宮尾徹でございます。

事務局から、まず、本日の資料について確認をさせていただき、そのあと内容について御説明をいたしたいと思います。

今日はたくさん資料がございますので、御確認をよろしくお願いいたします。

まず、「長野県環境影響評価技術指針の改正素案」というものです。これが今回改正しようとしている技術指針の改正素案です。これが本体という意味合いでございます。

それから、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」というものでございます。これは非常に分厚いものでございまして、クリップでまとめて綴じてございまして、そのものがマニュアルということでございまして、今、委員長からもお話がありましており技術指針の具体的な内容を示しているものでございます。

それから、次に、資料1でございます。横長のエクセル表でございます、黄色いラインが入っています。これが今お話がありました基本的事項とそれに基づく改正の場所であるとかマニュアルの改正の場所をそれぞれ整理したものでございます。

それから資料2といたしまして、環境影響評価条例の改正、これは風力発電の追加に伴う技術指針及び技術指針マニュアルの改正等についてで、これは一枚物でございます。

それから資料3でございます。「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正等のポイント」で、これは事前にお送りしませんで、本日お配りさせていただいたものですが一枚物でございます。これは、国の基本的事項の改正による部分もあるのですが、今回私共の方でそれを受けまして改正した、本県の技術指針及び技術指針マニュアルのどんなところを主に改正したかという内容のものでございます。

それから資料4でございます。資料4は「長野県環境影響評価条例の改正骨子案の概要」でございます、風力発電施設の観点の内容を書いてございます。

それから資料5でございます。これは、技術指針の改正素案と技術指針マニュアルの改訂素案に対しまして、委員の皆様から事前に提出をいただいた意見でございます。枝番が振ってあるかと思いますが資料5の関係は全て委員の皆様からいただいた御意見でございます。本日欠席の委員の方のものもございません。

それから資料6でございます。これは県の関係機関からこの技術指針の改正素案に対しまして出された意見でございます。これが二つほどあるかと思えます。

その他、参考資料として、事前にお送りしてある資料ですが、今、亀山委員長が参考にお話しいただきました「環境影響評価法に基づく基本的事項の改正の概要」というものでございます。

一応以上でございますが、何か不足のものとかございましたでしょうか。だいたいお手元に揃っておりますでしょうか。

それでは続きまして内容について御説明をさせていただきたいと思えます。

内容に入る前に、今、委員長の方からもお話をいただきました改正の経緯でございます。繰り返しになるかもしれませんが今回案件ではなくて技術指針という、条例に位置付けのあるものではあるんですが、環境影響評価条例第4条の中で、知事が既にある科学的知見に基づいてアセスの対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要な技術的な指針を定めたもの、ということでございまして、アセスの項目並びに調査、予測、評価を合理的に行うための手法を選定するための指針というものでございます。それから、また、さらに環境の保全のための措置に関する指針ということで、それらが定められているものでございまして、この技術指針は本県の条例の施行に先立ちまして、平成10年9月に告示をされております。それ以降は、語句の訂正など、非常に簡単な改正にとどまっております。そんな状況でございましたが、先程、委員長のおっしゃられたとおり、アセス法という国の環境影響評価法におきまして、技術指針の策定方針ともいべき、基本的事項が平成17年3月に改正され、これを受けた対象事業ごとの技術指針に相当する主務省令が平成18年9月に改正、施行されたということと合わせまして、本県のアセス条例に新たな対象事業として風力発電所の建設を追加するべく検討されているという状況などを受けまして、今回、本県の技術指針及び同マニュアルの改正等を行おうとするものでございます。このようなことから今回の説明も国の基本的事項の改正の内容などが本県の技術指針にどのように反映したかという視点が非常に大きな位置を占めているということは、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それではちょっと資料の順番が違っておりまして恐縮でございますが、資料の3を御覧いただき

だと思います。一枚物です。大変恐縮です、座って説明させていただきます。

それでは資料の3について御説明を申し上げます。

「長野県環境影響評価技術指針及び技術指針マニュアルの改正等のポイント」でございます。

まず、一点目といたしまして、「客観性・透明性・わかりやすさの向上」というものを大きな目標としております。これを具体化するために「あらゆる段階における検討の経緯の明確化」を行うことが規定されております。これは「方法書の前段階から評価書の段階まで環境への配慮に係る検討の経緯を明らかにする」というものでございます。それから「予測の不確実性の程度の明確化」ということでございます。「前提条件を変化させ予測結果のばらつきを提示することにより不確実性の程度を明らかにする」と、往往に予測式などが入りますと、その結果が出ており、絶対視をしてしまう。そういうことに対して前提条件を変えてみると、その結果というものはこんなにばらつくんだという状況も示すことによって、出てきている予測結果というものがこのくらいの不確実性を含むものだ、ということも合わせて明らかにしておく。それによって絶対視するのを避けるといいますか、正しい認識を予測値に対して持っていただくというものでございます。それから「その他の客観性・透明性・わかりやすさの向上」といたしましては、ひとつとして「専門家の助言を受けた場合は、助言内容だけでなく専門分野も明示する」ものでございます。これによって客観性を担保したいという意味がでございます。それから「対象事業以外にもたらされる将来の環境の状況を明らかにする」と、これはバックグラウンドですね。対象事業を行わなくても、将来その地域ではその他の要因によりまして環境の影響がある程度高まるというような場合にはある程度過大に、ちょっと高まる、バックグラウンドのことを知らないと、予測の結果が、間違った方向でカウントされてしまうようなことが起きる、逆の場合もそうですね。少なくなってくる状況にあるのにもかかわらず、通常の予測をしてしまうとやはり違った予測結果となってしまうと。というような将来の環境の状況というものも明らかにしながら、予測をしていくということでございます。

二番目といたしまして「さらなる“ベスト追求”の推進」というものでございます。「環境保全のための目標等の設定」ということでございまして、「環境保全のためのベストを追求する目標を設定することにより事業者自らがその姿勢を明らかにする」というものでございます。従前はいろんな基準値などがございまして、往往にその環境基準とか決まりきったような値のみを目標というような形でとらえて、それをクリアすればいいというような、「基準クリア型のアセス」というふうに言われていたわけですが、さらに上を目指すという意味ですね、もっとその地域の地域特性であるとか、地域のあらかじめ定めているような、さらに上の基本的な目標とか、いろんなものがあればですね、そういうものを加味して、さらに上の目標を事業者自らが設定をして、それを目指していくんだという姿勢を明らかにする、というものでございます。それから「事業実施後に保全対策の内容をより詳細にするための事後調査を位置づける」というものでございます。「工事中又は供用後において保全対策の内容をより詳細にする場合についても、環境影響の重大性に応じて事後調査の実施を検討する」というものでございます。あと、不確実性のものだけという考え方があったわけですけど、より詳細にするというような場合でも事後調査を位置付けるというものでございます。「地域特性の変化に留意」ということでございまして、「調査、予測、評価手法を選定する際に、地域特性の過去や将来の状況を把握することによりその経時変化を考慮する」というものでございます。

三番目で「多様な事業内容への対応の強化」でございまして、「対象事業の範囲の明確化」をあげてあります。「対象事業の一部として、事前に工作物の撤去・廃棄が行われる場合、又は対象事業実施後に工作物の撤去・廃棄が行われる場合は対象とすることを明らかにする」ものでございます。一連の事

業の一部ということで、これを撤去しないとそのものが建たないんだということで、それほど間をおかずにそういう行為がなされ、また、対象事業を実施したあとに、当然のことのように工作物の撤去・廃棄が予定されるもの、例えば試験プラントのようなものとかですね、そういうようなものは、ずっとあるものの方がおかしいですので、当然撤去・廃棄が行われるというようなものを前提としての事業という形になりますから、こういうようなものも当然対象としていくのだというものでございます。それから、「予測対象の範囲の明確化」ということでございます。「事業完了前に一部供用が予定されている事業については、必要に応じ、一部供用の期間も対象とすることを明らかにする」というものでございます。道路事業などでも当初4車線化ということで、全体の計画としてはあってもまずは2車線で供用していこうという場合には、その一部供用というタイミングも、予測の範囲としてその時もやるんだということを明らかにするものでございます。

それから四番目でございます。「その他の改正」でございますが、「環境影響評価の項目選定は従前どおり事業者が影響の程度を勘案して行う」ということが、私共の県の技術指針はそういうことでございますが、「その分類は重点化項目、標準項目、簡略化項目、非選定項目の4区分とし、選定根拠及び保全対策の内容が不明確な「一般的保全対策による項目」、これは従前はさらにひと項目が加わっておりまして、明確な根拠であるとか、保全対策の内容がはっきりしないままに項目選定の位置付けがなされてしまったような事例もございました。そのようなことを受けて、今後は必ず根拠、保全対策の内容が明確になるように、重点化項目、標準項目、簡略化項目、非選定項目の4区分だけにさせていただいたというものでございます。それから、「調査対象となる環境の状況が変動の少ない時期に調査を開始する等の配慮に努める」というものでございます。これも調査手法の一環ではあるんですけど、変動の大きい時期に調査を開始してしまいますと動いているうちにスタートするわけですから、終わりの段階で、どの時点で終わっていいのか非常に不明確になってしまい、場合によってはピークを二度拾ったり、全然拾わなかったりと、調査結果が一年を通したものだという位置付けができないような調査になりがちだということで「環境の状況が変動の少ない時期」。川の流量であれば渇水期などから始めるとか、そのようなことを規定しているというものでございます。

ざっと私共の改正等のポイントということで、まとめたものでございます。

それでは、これはあくまでもポイントなんですけどもこれから資料1によりまして、それぞれ、先程お話のありました基本的事項がどんなふうに反映されているのかを中心に、私共の技術指針の内容又はマニュアルについてどんな改正がなされようとしているのかということにつきまして御説明をしていきたいと思っております。この御説明に当たってはできましたら、本体と私申し上げましたけども、最初に資料説明の時に申し上げました技術指針の素案とか、それからマニュアルの主に総論の部分が一番関係する場合がございますけど、場合によって各論に及ぶ場合もありますけれども、そのあたりをお手元の方へ出しておいていただいて、必要に応じて全体像も見たいという場合は、それを追いながら見ていただくと、このエクセル表だけですと個別の部分しか出ておりませんので、全体像はそちらの方で眺めながら御覧をいただければと思います。

表の見方でございますが、エクセル表の一番左側には基本的事項の改正の概要が書いてございます。先程の25項目挙げてあったものがあります。それで中程の欄につきましてはその素案である長野県環境影響評価技術指針の素案の対応する部分ということでございます。そしてその中に括弧で「別表第3」であるとか、その次の頁ですと青字の横に「第4の1の(1)」と書いてありますが、これはみんな技術指針の素案の場所を示しておりますので、この場所の改正なのだということはこれでおわかりいただけるかなと思っております。ちなみに青字の部分というのは今回の改正の部分でありまして、黒字のと

ころにアンダーラインが付されているような場合は既に織り込み済であったと、改正しなくても原文の中にこの部分が入ったので、これは改正しなくてもいいということです。ただその場所はどこだということをお示しする意味で黒字の下にアンダーラインが引かれている、というように御覧いただければと思います。これは右側のマニュアルにおいても同じでございます。マニュアルの場合も場所につきましては括弧書きで書いてございます。「P.15-5」とか「15-6」というのは、この15というのはたまたま各論が入っている部分ですが、各論の「触れ合い活動の場」の5頁という意味です。15というのが「触れ合い活動の場」の環境要素の番号でありまして、一応皆様方のお手元に分厚い綴じたものの中から、個別にそれぞれの項目ごとにホチキス留めしてありますのでその部分と分けて見ようとするのも可能でございます。その辺を御覧をいただきながら見ていただけるとこの表の意味合いがおわかりいただけるのかなと思っております。そんなことでちょっと時間費やしてしまいましたが、そんな見方をしながらこの表を見ながら御説明を聞いていただけると幸いです。主に変わった部分を中心に御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

ちなみにも1でございます。触れ合い活動の場の関係でございます。これはそこにも書いてありますとおり「対応済」ということでございますので省かさせていただきたいと思っております。アンダーラインの場所がこれまで含まれていたというところでございます。

それから2でございます。廃棄物についての発生量の関係でございます。こちらの場合も「対応済」ということございまして、それぞれの場所でございます。

それから3でございます。これにつきましては改正するという予定とさせていただいております。「事業特性に関する情報の把握に当たって、事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容についても把握されること。」というのが基本的事項の内容でございましたが、それを受けまして私共の技術指針の素案におきましても第4の1の(1)の部分、事業計画の概要の策定という部分になりますけど、そこへこれまでである文章、黒字の文章のあとに「また」ということで続けて、「策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理すること。」ということで、基本的事項に関連する形で反映できるようにこちらへ入れさせていただいております。同じくその隣の表、マニュアルの部分につきましても、青字のところを拾っていただくとだいたいおわかりになりますように事業目的のところにも「計画するに至った背景を含む」というようなこととか、事業の内容も「検討の経緯を含む」とあるとかこのような文言を入れて、極力、検討の経緯がわかるということで改訂をさせていただいているものでございます。

それから4番目でございます。「地域特性に関する情報の把握に当たって、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握されること。」この部分をやはり私共の技術指針の素案におきましても第4の1の(2)の部分、これ予備調査の関連になるわけですが、この部分に既存の黒字部分に続けまして、なお書きで、「なお、予備調査には過去の状況の推移及び将来の状況についての把握も含まれる。」ということで反映をさせていただくものでございます。同じくこれはマニュアルの方でも右の方にそれぞれ関連した場所において、例えば一番上の青字のところ、「P.0-5」というのは総論のところ、「0-」というのは総論の部分、総論の5頁に予備調査の部分に項目追加ということで、そこを見ていただきますとそこに書いてあるような「対象事業実施区域及びその周囲の概況の把握については、住宅地の開発状況や災害履歴等の過去の状況、現在予定されている開発計画など、将来の状況についても含まれる。」というような形で、マニュアルですからより具体的な形で、反映させていただいているものでございます。以下同様に関連する部所にこの内容を反映するべくマニュアルの方も改訂をさせていただくものでございます。

それでは次を御覧いただきたいと思ひます。5でございます。「選定することとした項目及び手法について、選定の理由が明らかにされること。」でございます。この部分につきましては、実は、この場所そのもので、あ、失礼しました。訂正の部分が実は少しあるんですけれども、先にそちらからお願いいたします。下段の方に「第4の2の(1)の環境影響評価の項目の選定は、」の中の下の方で、「選定の理由及び」が青字になっておりますが、実は場所を間違えてしましまして、その内容は青字の部分は一旦削除していただき、「その結果」のあとに青字で「及び理由」というものを入れていただくと内容が通じるようになります。大変恐縮でございます。今申し上げたように「選定の理由及び」をまず消し去っていただき、「結果」のあとに「及び理由」と入れていただきますと、この部分につきましては、実はあとの「7、8、9の対応に集約」と右側にも書いてありますけれども、ここのところでより明確に記されておりますのでこちらの方で御説明もさせていただきたいと思ひます。ちょっとひとつ飛ばさせていただきますが、5の部分は7、8、9へ送らせていただきます。

それでは6でございます。「項目及び手法の選定に当たり、専門家等から助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野が明らかにされること。」でございます。この部分につきましては技術指針の第5の4の(2)の部分で、後段の方に「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うこと。」というところまでは書いてあります。ここまで書いてあるわけですので、この「専門家の専門分野」という部分につきましては、より詳細な部分、具体的な部分ということで、今回はマニュアルの中で改訂をさせていただいております。そういう意味でその右側、マニュアルの部分を見ていただきますと、総論の25頁のところに黒字に続けてなお書きで「なお、その場合は、助言の内容及び専門家等の専門分野を明らかにすること。」と規定してございます。

うちの技術指針は御覧になっていただくとおわかりいただけますように、だいたひまさに骨の部分に記載してございます。そして、より細かい部分というのはマニュアルの方へ譲るといふ構成になっておりますので、基本的に骨ばった部分は技術指針に反映させますけれども、より具体的、細かい部分といふものについてはマニュアルの方に綴っているといふものでございます

それから、次に7でございます。これは7、8、9という形で関連する項目でございますけれども、「主務大臣が定める「標準項目」、「標準手法」については、それぞれ「参考項目」、「標準手法」とすること。」といふこと、それから、8、続けて読み上げますが「参考項目の設定に当たって踏まえた、「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」が明らかにされること。」それから9の「項目及び手法の選定は、「参考項目」及び「参考手法」を勘案しつつ、事業特性及び地域特性、方法書手続きを通じて得られる情報等を踏まえ、行われること。」といふような項が設定されてございます。実はうちの技術指針につきましては元々「標準項目」といふ基本的事項として国が言っているような「標準項目」といふ決めはしてございません。国の場合はあらかじめこういう項目を選びなさいといふことで、かなりがちり決めてあるんですけれども、うちの場合は基本的に地域特性であるとか事業特性などを勘案して事業者がその状況によって選んでいくといふことを最初から考えておまして、例としているんな事業の例示のペーパーは作っておきましたけれども、あくまでも参考のために載せてあったといふことから、今回の技術指針の改正の部分はある程度先取りしていている部分といふことでございます。ですからそんな意味では基本的事項な部分といふのはうちの場合は改正の必要はないだろうと考えております。ただ、先程もちょっとポイントの部分で御説明申し上げましたように、分類の選定項目の分類上、重点化項目とかですね、それからたまたま今回違った意味での「標準項目」といふ言葉が出ていましたけれども、これは「中庸な意味」といひましようか、「中程に位置する」といふ意味での「標準項目」といふことで、標準的にそれを選べといふ意味での「標準項目」ではないのですが、たまたまよい言葉が見つ

らなかったのですが、また御議論いただければと思いますが、そんなような項目。それから、簡略化項目、そして以前使っていた「一般的な保全対策で対応する項目」は削るといふこと、それから非選定項目というような形で分類を整理をいたしまして、改めてここで特に「一般的な保全対策」という項目ははずした上での項目選定をやっていただきたいと、いふことをお示したといふことで、直接的にはこの隣に書いてある主務省令の「標準項目・・・」との議論とはちょっと違う部分があるのですが、項目の選定の部分という意味で、こういうような場所にその部分を載せさせていただいているといふものでございます。また後ほど項目の名称については委員さんからも御意見が出ていたようですからその辺は是非いいお知恵を拝借できればなあと考えております。

それでは、次の10番。「対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合には、これらの撤去又は廃棄に係る影響が影響要因として整理されること。」でございます。ポイントの中でもちょっと述べさせていただいたものでございます。この部分につきましては、マニュアルの中で改訂をさせていただきたいといふことで、これも総論の7頁、8頁あたりのところに今言ったような内容をよりちょっと細かくして記載させていただいております。

一例として、この部分だけちょっとマニュアルに踏み込んでお話ししますと、「対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある建築物・工作物等の撤去若しくは廃棄が行われる場合、（例えば、操業停止した工場の既存建築物を撤去した上での土地利用を行う場合など）、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定される場合（例えば、試験研究プラントであり、特定の期間の後、撤去されることが予め想定されている場合など）には、これらの撤去又は廃棄に係る影響についても影響要因として整理する。」といふような形で、より具体的にマニュアルとして使いやすく、少し細かく規定をさせていただいてるものでございます。

それから11でございます。黄色いラインで「調査、予測及び評価の手法の選定に関する事項」で、ここから先はそういうような部分になってまいります。

11といたしましては、「調査法の選定に際して地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。」でございます。これは技術指針の素案として改正したいといふことで、第5の4のところに項目の追加といふことで、「地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。」と、項目追加をさせていただくものでございます。同じくマニュアルの方も、同様の部分を改訂するものでございます。

それから12でございます。「年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されること。」これも先程ポイントのところでも少し述べました。この部分は、技術指針そのものの中では黒のアンダーラインのところでも既に反映されているだろうといふことで、その部分は改正はしません。しかしながら、今回の基本的事項の改正の趣旨は、マニュアルの中ではより詳細の中で生かしていこうといふことで、総論の10頁のところに項目追加といたしまして、青字の部分、「調査時期及び時間帯等の設定に当たっては、季節変動又は日変化等を考慮する。年間を通じた調査（通年調査）を実施する際には、特定の年の特異な自然現象の影響を受けないよう、調査対象となる環境の状況が変動の少ない時期に調査を開始する等の配慮に努めることが重要である。」といふような項目を追加してございます。

次に13番でございます。「予測の対象となる時期について、供用後に関し、定常状態に加えて、設

定が可能な場合には影響が最大になる時期が設定されること。」これにつきましては黒のアンダーラインのとおり「対応済」ということをごさいますのでよろしくお願ひします。

それでは次でございます。14番。「対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ予測が行われること。」でございます。これは一部供用の部分でございます。マニュアルの方の改訂でございまして、この部分は実は上の13の中の黒のアンダーラインにもかかってくることでありますので、技術指針では改正しなくていいだろうということです。マニュアルだけの改訂で、該当する部分を隣の青字のように改訂をさせていただくものでございます。

次の15でございます。「予測の結果と予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等との関係を併せて明らかにできるよう整理されること。」でございます。これは17の方でまた御説明させていただきますので飛ばさせていただきます。

次に16でございます。「環境の状態の予測に当たっては、対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状況を明らかにして行うこと。」でございます。これはその黒のアンダーラインのところである程度反映されるということでございますけれども、一番最後の黒のアンダーラインで「勘案して」という言葉がございます。ここで、勘案して予測が行われるということですから、もう既に明らかにでき得るような状況のものは内在しているということでございます。これを明らかにするという部分は、お願ひをすればすぐにでもやってもらえるだろうということです。その部分はマニュアルの方に譲りまして、右欄のマニュアルの中で「その部分を明らかにし」というように整理をさせていただいております。

17でございます。「予測の不確実性の検証に当たっては、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られる、それぞれの予測の結果のばらつきにより、予測の不確実性の程度が把握されること。」でございます。この部分につきましては黒のアンダーラインのとおりでございます。技術指針の方は織り込み済でございます。実はその下に、黒のアンダーラインが入ってないんですが「予測に当たっては、予測の前提条件並びに予測方法、予測地域、予測地点及び予測対象時期等の設定の根拠等を明らかにし、妥当性が確認できるよう整理すること。」という部分につきましては、この「妥当性が確認できるよう整理すること」という意味合いから、15の「予測の結果と予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等との関係を併せて明らかにできるよう整理されること。」を、この部分である程度反映できるのではないかとということで、この部分実はアンダーラインがちょっと落ちているんですけれども、15の部分はここで反映されているだろうということでございます。併せて、より詳細な内容につきましてはその右側のマニュアルの中で、それぞれより具体的に改訂をさせていただくものでございます。

次に18番でございます。「評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにされること。」でございます。この部分につきましては、指針素案の中でも改正を予定しておりまして、青字の部分、「できる限り配慮させているかどうかを検討する方法とする。」でしたが、それを削除しまして、「し、」ということで、そのあとに続けて「評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにできるよう整理する。」ということで、この基本的事項の精神をここへはめたいというものでございます。同じく同様の部分、マニュアルでも改訂をしたいというものでございます。

19番お願ひします。「評価に当たって照らすこととした基準又は目標の考え方が明らかにされること。」でございます。この部分は改正を予定しておりまして青字の「評価に当たって事業者自ら照らすこととした目標等に係る考え方を明らかにするとともに、」という部分をここへはめさせていただいたものです。続けて「環境基準等が示されている場合にあっては・・・」ということで、当然のごとく環

境基準との間の整合が図られているかも検討するというものでございます。この青字の部分で、「考え方」というような言葉を使った意味合いなんですけれども、「根拠」とか「理由」という言葉でもよかったんですけど、これをあえて「考え方」とした訳につきましては、国の方でもひとつ説明がありまして、事業者がより積極的に様々な施策との整合を検討することを促すのだと。あまり「根拠」とか「理由」という堅い形でぎっちりしたものを求めますと、そういう積極的なところまで踏み出せないだろうということで、積極的なものを出すなら「考え方」というレベルでもいいから、そういうものを明らかにしながら、さらに上への目標を定めていきましょうという精神がここに入っているそうでありまして。

同じく評価に当たっての目標の設定につきましては、その右側にマニュアルの中で同様のより具体的な改訂を予定させていただいております。

それでは20番でございます。「工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討されること。」でございます。この部分は、実はアンダーラインをつける部分が上のところとくっついておりましたので、先程ちょっと読み上げましたが、19番にある黒のアンダーラインですが、「当該環境基準等との間に整合が図られているかどうかについても検討する。」と、この部分である程度反映されているということでございます。マニュアルの方も同様に13と19の対応でこれは既にある程度含んでいるということで、改訂ではありますがこの欄に示さなくても、13と19の欄で示されているというものでございます。

それから21でございます。「参考項目及び参考手法を定めるに当たって踏まえられた「対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容」と個別の事業の内容との相違が把握されること。」ですが、この部分は私もいろいろ見たんですけども、国の基本的事項であり主務省令の中で決められている、かつて「標準項目」と呼ばれたものが「参考項目」というふうに一格落ちると言いましょか、そういうことに伴って、その場合、自ら選定していく際に簡略化であるとか重点化であるとか検討するにはある程度そうはいっても、どんな対象事業についての参考項目かというのがわかってないと、差別化といいますか比較の上でより重点化したとか簡略化したということができないのではないかとということから、ある程度事業の内容というものも主務省令では示すようになって参ったようです。そのようなことからつけられた項目ということでありまして、実はうちの部分というのはピシッとハマる部分はないわけでございます。そういう部分につきましては7、8、9の対応の中で、全体的な中で既にもうその理念は前からやっていることではあるんですけど、区分だけは今回、5区分だったものを4区分に変えたという部分があるんだということで、そこに「7・8・9の対応に集約」ということで書かせていただいております。直接ピシッとハマる部分がなくて大変恐縮なんですけど。

その次でございます。22番。これは第3の環境保全措置指針に関する基本的事項という部分ですね。その関連事項です。「代償措置を講じようとする場合には、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにすること。」でございます。委員長もおっしゃられたように、代償というものを軽々に使われないようにということで、その青字の部分「代償による保全対策の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。」というものでございます。改正を追加という形でさせていただきたいというものでございます。

マニュアルの方におきましても同様に、この代償についての根拠を明確にするという趣旨で改訂をするということが記載されてございます。

23番でございます。「環境保全措置の検討に当たって、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容が明らかにされること。」でございます。

この部分につきましては、そこの指針の部分、黒のアンダーラインのところに「経過」を「経緯」に変えているような、ちょっと文言を整理したことだけですけれども、一応入っておりますのでこれは対応されているということから、マニュアルの中だけの対応とさせていただいております。同様の内容がマニュアルの中で追加されているということでございます。

24番でございます。「工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、環境への影響の重大性に応じて、事後調査の必要性が検討されること。」でございます。技術指針素案の中でも改正を予定しておりまして、黒のアンダーラインの部分、不確実性の程度が大きい場合についてはこれまでも事後調査というものを予定していたわけですが、そのあとに続けまして、「並びに工事中又は供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする場合」において事後調査を検討するということで、不確実だけでなく詳細にするということであっても事後調査をしながらその部分を決めようということでございます。同様の内容が右側のマニュアルの部分でも付け加えたり、項目追加などで加えられているというものでございます。

25番でございます。「代償措置を講ずる場合、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による影響の重大性に応じ、事後調査の必要性が検討されること。」でございます。これも、上欄の第10の1の黒の下線の部分ですが、この部分に入れているということでございますので、このような形で改正がなされているというものでございます。マニュアルについても若干の部分を追加しているというものでございます。

ざっと、非常にわかりにくくてたいへん恐縮でございましたが、基本的事項が非常に大きなウエイトをもって今回の指針の改正に反映されているという状況が、これを見ていただいてもおわかりいただけたのかなと思っております。私の方からは以上でございます。

引き続き、風力発電の関係の部分の改訂を白井の方から御説明させていただきます。

事務局（環境政策課 白井）

環境政策課の白井です。御覧いただく資料が前後して申し訳ありませんが、資料4を御覧ください。

長野県環境影響評価条例の対象事業に風力発電施設建設事業の追加を検討しておりまして、その検討状況につきまして御説明申し上げます。一部の委員の皆様には、他の審議会等での説明と重複しておりますことを御容赦願います。

風力発電施設は地球温暖化対策のために必要な施設である反面、自然環境等への影響が懸念されております。そこで、大型の風力発電施設のうち一定規模以上の建設事業を、長野県環境影響評価条例の対象事業に加え、事業を行う場合であっても、手続を経ることで、環境の保全の見地からの意見に配慮して、事業による環境影響をできる限り緩和させたいと考えています。現在検討している骨子案では、総出力10,000kw以上の風力発電所の建設を対象事業の要件と考えております。

3頁の、横長になりますが、「風車の出力と大きさの比較」という参考資料を御覧ください。風力発電に使われる風車の大きさを御理解いただくためのイメージ図を載せてございます。

県内に既に設置されておりますものは、美ヶ原高原にございます「美ヶ原高原美術館」への電力供給をしておりますものがございまして、左端に記載しましたように、1基当たりの定格出力が150kwのもので、回転翼の軸の中心でありますハブまでの高さが30m、回転する風車の直径が23mのものが2基ございます。県庁舎の写真を大きさの比較用に貼り付けてございますが、県庁舎の高さが概ね46mでございまして、この風車の羽根の最高点は、だいたい県庁舎と同じ高さとなります。

順次右に、現在計画されておりますものを記載しておりますが、美ヶ原高原に計画されておりますも

のは、海外から中古の風車を持ち込む、比較的小規模な構想ですが、定格出力600kw、ハブ高さ50m、風車直径48mのものを最高3基、総出力1,800kwで、最高点は74mになります。

真ん中辺ですが、入笠山・鹿嶺高原に三峰川電力、丸紅が計画しておりますものは、定格出力1,000kw、ハブ高さ68m、風車直径61mのものを最高30基、総出力30,000kwで、最高点は98.5mになります。この規模になりますと、県庁舎の上で風車が回っている感じでございます。

峰の原高原にIPPジャパンが計画しておりますものと、入笠山・芝平(しびら)地区に青木あすなる建設が計画しておりますものは、風車の規模が同じものですが、定格出力1,670kw、ハブ高さ70m、風車直径74mのものを、それぞれ最高16基、総出力26,720kw、最高33基、総出力55,110kwで、最高点は107mになります。

右端に定格出力2,000kwの現在の標準的なものを記載してございますが、今後、技術の進歩に伴い、風車の大きさの割には、出力が大きくなっていくものと思われれます。

次の4頁を御覧ください。「風力発電施設計画等の概略位置」といたしまして、長野県の国立公園等の地図上に既設と計画の概ねの位置を記載いたしましたものでございます。伊那谷といいますが、伊那の方から美ヶ原、須坂市の峰の原とその辺の所に計画があるということです。

戻っていただいて、資料の1枚目を御覧ください。

1の(2)でございますが経過処置でございます。現在10,000kw以上の風力発電施設につきましては、NEDO、新エネルギー・産業技術総合開発機構でございますが、ここが作成し、実施するよう指導しております「風力発電のための環境影響評価マニュアル」というものがございまして、これにより手続を進めている事業が既にごございますので、事業が手戻りしないよう「みなし規定」を検討しております。

次に評価手続の流れでございますが、2頁に参考までにNEDOのマニュアルによる手続の流れを記載しております。条例で準備書としている書類を評価書案としていますが、基本的には条例と同様な流れになっております。しかしながら、県などの公共的な第三者の関与がなく、有識者からの意見聴取も「望ましい手続」とされるなどの違いがございます。

この改正骨子案につきましては、現在、市町村長の意見をお聞きし、パブリックコメントを実施しております。各方面からの御意見を参考にさせていただきながら、検討を進め、次期県議会、6、7月ですが、条例改正案を上程いたしたいと考えております。

風力発電施設に関する長野県環境影響評価条例の改正骨子案の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、資料2を御覧ください。

この条例改正に伴う「技術指針」及び「技術指針マニュアル」の改正等についてですが、技術指針には関連する部分はございません。マニュアルの0-4頁、総論に「事業別に明らかにすべき事業計画の内容の例」という表がございまして、この中の事業種別に風力発電所の建設を追加し、明らかにすべき事業計画の内容に敷地面積他記載の内容を追加すればいかがかと考えております。以上です。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。事務局からの御説明は以上でございますが、非常に長い説明でいささか疲れたのではないかと思いますけれど、内容の細かいところに入る前に、一応こういう流れですということについて、御理解いただけたかどうか、その辺について何か御質問ございますでしょうか。要は今行われていることについて、まだ、何かおわかりいただきにくいところがありましたらもう

ちょっと御説明いただくということもあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

今、御説明いただいたのが基本でございますが、それにしたがって技術指針の方が改正素案、技術指針のマニュアルの方は改訂素案という言い方をしていますが、それが送付されているということになります。それぞれ同じ色を使って同じように書かれているので、今、御説明いただいたのが、この中に入り込んでいて御理解いただければよろしいわけですが、よろしいですかね。

これから御意見を、それぞれ主として御担当の項目についての御意見を、それから全体についての御意見をいただきたいのですが、いきなり送られてきましたので、どういうものかということについて、なかなか御理解がしにくかったんじゃないかと思しますので、本日は事前に意見をお送りいただいてこの会議に出ておられる方もおられますし、それから御欠席だということで御意見を頂いている方もございます。御意見を紙に書いてない人はしゃべってはいけないことはございませんので、どなたから何を言っていたとしてもいいんですけども、とりあえず資料で頂いている方の、まずこういう意見を頂いていますということから御紹介をさせていただいて、あとその他いろいろ全般的にわたって御意見を頂くというふうにしたいと思います。

先に全体の流れを言わせていただきますと、おそらく本日ここにおいでいただいて、ここについてはこうだというようなことについて細かく御指摘いただくことがそう簡単じゃないと思しますので、今日とはとにかくこの趣旨についてよく御理解いただいた上で、お持ち帰りいただいてよくお読みいただいて、あとで日を限りますけども、事務局の方に御意見を頂くと、それをもとに再度検討したもので、このような会議を開いて、この会の結論としたいというふうに考えておりますので、今日はそんなふうに進めさせていただきます。

とりあえず資料の5で、委員からの意見をいただいておりますので、今日まず御出席の5 - 1小澤委員から。よろしいですか。

小澤委員

私の意見としまして、資料の5 - 1にございます。私もちょっと的確に意見が言えたかどうかというのは全体像が見えない中で意見を出したものですから、ちょっとわかりませんが、とりあえず御説明いたします。

まず、技術指針についてのところでございますが、先程事務局の方からもお話がありました、項目の選定に関する言葉の問題ということで意見を上げさせていただきました。ここで、先程のお話にもありました「標準」という言葉についてです。先程の基本的事項の改正の項にある「標準項目」というものとは全く意味が違うというところは理解してるんですが、「標準項目」という言葉ははずしていくという中で、無用の誤解を避けるという意味で、「標準項目」という言葉ははずして、参考にもありました「一般項目」というようなものがないのかなという意見を上げさせていただきました。それが一点です。

それ以降の件につきましては、細かな話なんですけど、調査の内容、測定項目といいますがその範疇分けの問題についての意見を上げさせていただきました。特に技術指針あるいはマニュアルの改訂というその時期的なものを実際の法的な改正とか、あるいは新規の制定とかそういうものとのずれというのがあると思われしますので、それらを整理し直して行く必要があるのではないかと、そういう意味で挙げさせていただきました。具体的にはダイオキシン類が環境基準項目として挙がっているわけですので、それがどちらかというとならばそれ以外の項目というような形で扱われているようになっているものですから、このような意見で、後ろの方にダークと並んでおりますのはほとんどそれに対応した意見というのでございます。そういうふうにして整理し直せばわかりやすくなるのではないかとというふうに思いました。

以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。それじゃ一通りお伺いさせていただきますので。はい、では陸委員お願いいたします。

陸委員

陸でございます。私の方からは、特に触れ合い活動の場の項目について御意見を出させていただきました。今回の基本的事項の改正に合わせたものというわけでは特にございませんで、この、特にマニュアルの部分ですけれども、表現をこの際より適切にわかりやすくした方がいいのではないかという考えから指摘をさせていただきました。その前にですね、紙が配られておりますけれども、この序論の部分、それから総論の部分について、軽微なものですけれども、表現の問題について指摘をさせていただきました。だいたい概要としては以上なんですけれども。

内容にやや触れたところについてですが、触れ合い活動の場の 15-8 頁のところですが、保全対策の回避、最小化、修正、代償のところですね、触れ合いの活動の場そのものだけでなく、周辺環境についても配慮した方がいいのではないかという考えのもとにこの表現を加えさせていただいております。以上です。

亀山委員長

はい、この緑色の部分が、要は「アクセスルートを直接改変域からはずす」というだけじゃなくて「アクセスルート並びに触れ合い活動に重大な影響を与える周辺環境を」というふうに加えられているということですね。

それでは塩田委員お願いします。

塩田委員

私の方は、担当として、騒音、振動、低周波音についてチェックをさせていただいております。今日、出てきたのは振動と若干騒音だけなのですが、その中で詳細なところは、そのところに赤字でいろいろ書いてあります。が、全体を眺めてみると、整合性がとれていないというのが第一の印象です。それと、用語が錯綜しているということ、それから法律そのものをよく理解されていないのではないかとの印象です。そこのところをもう少し整理していただいた方がいいのではないかと思います。それを前提にして、今日は、振動が代表の形で出てきておりますが、新しい用語を入れる中で、例えば、法律で行うべきものと JIS で行うべきものが錯綜しており、そういう部分をできるだけ明確にされた方が良いと思います。先程の基本的な考えのところにはありましたが、「客観性・透明性・わかりやすさ」と書いてありますが、読んでみた限り、非常にわかりにくくなってしまったというのが印象ですので、再度、事務局といろいろ相談しながら、さらにより良い方向へ持っていきたいなと思っております。以上です。

亀山委員長

すいません、この資料 5 - 3 - 1 のところに、事務局とのやり取りがありますよね。

これは事務局から説明してもらった方がいいかな。5 - 3 - 1 の真ん中から下の箱 (= 囲み線) に入っていることと、それからこの資料がどういうものなのかという説明を。

事務局（環境政策課 宮尾）

今、塩田先生がバサッとやっていただいたとおりでございますけれども、私共、御意見があれば事前にお送りいただければということでメール等をお願い申し上げましたところ、塩田先生は本当に早めに資料を頂きまして、私共は早めに着手することができたということで、まず内容を理解することからということで、県環境保全研究所の内田専門研究員とも打合せをさせていただいたという時間的な経過もありましたので、そういうやりとりの部分も参考になればということで、このところへ、そのメールのやりとりのこと、そして、例えばこういう検討の経過の中で、内田さんの方からも、“こういうような対応もひとつの対応じゃないか”というようなことを頂きまして、それをまた塩田委員にもお伝えして、というような経過を経て、皆様方の御意見が反映されていくんだという、そういう良い例でもあろうかと思ひまして、今回、大変恐縮かと思つたのですが出ささせていただいたということでございます。

内容の中には、今御指摘があったとおり、私共よくわからない中で、騒音と同じような考え方の中で、環境振動というものを軽々に使ってしまひまして、この技術指針が一番最初に出来たころには、まだそれほど確定したものではなかったのかもしれませんが、現時点においては、建築学会で塩田先生を中心に、ちゃんとした定義がなされて、巷で使われているというような状況となっているということで、それをまた改めて騒音と同じような形で「環境振動」という言葉で定義しようとする非常に混乱を生じるということで、そういう御指摘をいただいたということから、例えばということで、それに変わるものとしては「総合振動」というような言葉は、それなりに学会等でも使われてきているというお話もいただきましたので、そういうようなものを逆にこういうもの（＝見直し案）ではいかがでしょうかということで、御提案申し上げながら、さらに良い案に出来ればと、そういう経過をこの中でお示したというものでございます。以上でございます。

亀山委員長

はい、ありがとうございます。

ちょっとやりとりが入っているから、少しややこしいんですけども。...というようなことで、事前に早く頂いたものですから、事務局との間でやり取りをして、さらに検討されたものが資料として御用意いただいているということでございます。

もうひとり信州大学の農学部の中村委員から頂いているのが資料の5 - 4でございますけども、特にこれにつきましては読みません。調査方法等について書かれているところが多いわけではございますが、特に読み上げませんけれども、このような意見を頂いております。

それから委員の意見の他に資料の6でございますが、技術指針に対する県の関係機関からの意見というのが6 - 1と6 - 2できておりますので、これについては事務局の方から御説明いただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

事務局（環境政策課 宮尾）

それでは資料の6 - 1について御説明申し上げます。

本来であれば、提案していただきました文化財・生涯学習課の方からより具体的なお話をいただこうかと思つたのですが、本日はどうしても外せない所用ということで、資料を託されたということでございます。

趣旨は、技術指針の別表第1の環境影響評価の対象とする環境要素の中区分の欄に、現在、「史跡・

文化財」という形で環境要素が定義されてございます。しかしながら、文化財・生涯学習課の意見といたしましては、文化財保護法で規定されている「史跡」については、全て「文化財」に含まれるものであるから、あえて「史跡」と「文化財」というものを中ボツで並列に並べる必要はないのではないかと、環境要素としては「文化財」で十分かと思う。という御意見でございました。その根拠として、文化財保護法の条文が以下に並べてございまして、第2条のところで、「この法律で「文化財」とは、・・・」ということで、ざっと書いてある中に、たしかに「史跡」というものも含まれているというものでございます。一応ざっと、内容としては、託されたものという意味合いで大変恐縮ですが、資料の6 - 1は以上でございます。

それから資料6 - 2でございます。これは環境保全研究所の方から御提案いただいておりますので、今日は関係課として出ていただいておりますので、環境保全研究所の方からちょっと御説明をお願いします。

県関係機関（環境保全研究所 佐藤）

提案の理由ですけど、「将来の状況についての把握」をしなさい、と求められた際に調査予測を行う以前の予備調査の段階で、事業者がその内容を的確に理解することは難しいと思われまます。当項で事業者を求める予備調査の内容は、技術指針マニュアルにも示すように、現在から近い将来にわたって行われている宅地等の開発や、現在予定されている開発計画などに基づき予測される調査対象区域の「将来の状況予測」であると考えられる。このために、「将来の状況」との表現は“将来の予測”であることを認識させる表現の方が、的確な理解を促せるものだと思われまます。以上です。

亀山委員長

はい、ありがとうございます。あの、御主旨は、この「将来の状況」に対して、「将来の計画」あるいは「予測される将来の状況」というふうに書けとおっしゃられるわけですか。

県関係機関（環境保全研究所 佐藤）

ええ、「将来の計画」とか、または「将来の状況予測」というふうに書いたらいかがでしょうかということなんです。

亀山委員長

...ということですね。はい、わかりました。

資料6 - 1は確かにそうですね。

文化財というのは、史跡、名勝、天然記念物、を3つあわせて「文化財」という言い方を一般的にしますから、「史跡・文化財」というのは、一般的には文化財関係からみるとおかしな表現だということになるかと思ひますね。私、県の文化財の審議会の委員をやっておりますので、一般的にそう使うものだと私は思っておりますけども。

花里委員

すいません、よろしいでしょうか。

今の文化財のことなんですけれども、きちんとした定義ではそうなっておりますけど、一般的にそれが受け入れられているかどうかということもちょっと考えてみる必要があるかと思ひます。もし一般的に

「史跡」というのが「文化財」に入っていないというような認識がある程度あるならば、もちろん文章は正しく「文化財」と書いてですね、括弧して何かもう具体的に少しわかるような書き方をした方が丁寧かなと思いますので御検討いただければと思います。

亀山委員長

それですね、いかがいたしましょうか。

この場でまずはお気付きの点、御発言いただければよろしいわけですが、先程言いましたように、後で少しじっくり読んでいただいて、この検討の趣旨を御理解した上で、御意見を文章で頂ければと思いますが。

この場で、いろいろ御質問を含めて、御意見ございましたら、御発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。どんなことでも結構でございます。

はい、どうぞ。富樫委員。

それから、議事録ができるまでは、録音を公開することになりますので、お名前を言ってください。

富樫委員

富樫です。ちょっと用語について確認をさせていただきたいですけれども、今回の改正等についての資料1の中にも出てくるんですが、「事後調査」と「環境監視」、それと「モニタリング」という言葉がところどころに出てくるんですが、それぞれ使い分けといたしますか、明確な何か根拠というか、定義みたいなものはあるのでしょうか。

亀山委員長

ちょっと待ってください。たしかマニュアルの後の方に何かありませんでしたっけ、用語のことを書いたの。載ってませんでしたか…。

今みたいな、用語についての定義というのは何かありませんでしたっけ。

この際、何かやっておいた方がいいのかなあという気もしますね。作業が大変かもわかりませんが…いかがでしょうか。

事務局（環境政策課 宮尾）

わかりました。多分、その時々、それから執筆者だとか、いろんな関係で、整理しきれずに意味合いの同じものを違った表現で…私共も今回やってみてちょっと違うなというものもあるようですので、この際、少し整理をさせていただきたいと思います。

亀山委員長

はい。

富樫委員

お願いします。

亀山委員長

その辺で、お気付きになったものがあれば、コレとコレとコレ...という形で挙げておいていただければ、この場でなくても結構ですので、気になったものを挙げておいていただけるとよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

はい、では中村委員。

中村（浩）委員

中村ですが、今回の指針とマニュアルの改訂はですね、法改正に伴ったものだということで、内容は非常によく理解できるわけです。それから、実際に私の専門の動物の部分については、大きな変更はありません。ですから、これからこういう方向に行くということになるということだと思いますが、先程説明があった風力発電ですね。次の県議会にかけて、影響評価の検討項目（＝対象事業）に加えるということですが、これからの話かもしれませんが、県議会で承認された後の段階かもしれませんが、風力発電で問題になるのは、特に鳥の“渡り”ですね。今、全国的に日本鳥学会でも、この風力発電について、かなり各地で問題にされてますので、風力発電のマニュアルをこれから作っていく必要があると思います。というのは、今まで猛禽類に関しては、繁殖する鳥に対する対応という形でマニュアルが書かれているんですが、風力発電の場合は、特に“渡り”が非常に重要ですので、これからは“渡り”ということも視野に入れた猛禽類のマニュアルというものを作る必要があると思います。以上です。

亀山委員長

はい、ありがとうございます。

それに関して、資料4の2頁のところにN E D O（新エネルギー・産業技術総合開発機構）がやっているアセスメントのマニュアル（による手続の流れ）があるわけですが、当面、経過措置としては、この方法書と評価書案を、それぞれ条例に基づいて作成された方法書、準備書とみなすこととします。となっているんですけども、これは“経過措置として”ということは、しばらくの間、今作ってるものについては、これをそういうものとみなすけれども、その後は県条例でやれというような、そういう意味なんですか。要は県条例とN E D Oとの関係が将来的にはどうなるのかということがひとつと。

それから、今中村委員が言われたことでは、2頁のところの、N E D Oのマニュアルの中には今の鳥の問題だとか、大事な問題が入ってきた時に、それに対応するような形で評価書案が書かれるように、項目や何かの出し方とか、予測調査のやり方だとかができるかどうかということは、私ちょっと知らないもんですから、そこはどんなふうな感じなんでしょうか。

事務局（環境政策課 白井）

環境政策課の白井です。まず経過処置の関係ですが、先程説明しました計画案、計画といいますか...順次進めているものがございまして、峰の原高原に予定されていますIPPジャパンのものにつきましては、既に方法書が公開されておまして、縦覧が済んでおります。こういう事例のものについては、改めて条例ができたときに、新たに条例に基づく方法書を作っていただいて長野県がそれを公告縦覧するというにしますと、手戻りになってしまいますので、“既に県の条例に基づいて方法書が公告縦覧され、それに対する意見も述べた”ということにみなすということで、これは向こうの進捗状況にもよりますが、条例が施行された時点でまだ評価書案が作成されていないのであれば、そこ

から条例に基づく準備書の作成という方に移っていただくということです。同じように評価書案が作成されて公告縦覧がされてしまっていれば、“準備書が作成されて、公告縦覧されてしまっている”という状態で、条例の適用を受けて、その後、知事意見、事後調査報告、そういったものを求めていくということになります。

それからNEDOの手続の中身ですが、こちらの方のマニュアルは風力発電所に限って作られておまして、そういう意味では県のマニュアルよりもより風力発電に特化したものとなっております。したがって動物のなかでも、猛禽類であるとか、そういった羽根の回転によって影響のある...“渡り”という言葉があったかどうかはちょっと記憶にないのですが...そういったものがちゃんと考慮されて、特に関係の深い環境要素について詳細に記載されております。以上です。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。

ということは、今既に、この条例を改正して動き出すまでの間に着手されているものについては、このNEDOのやり方をするけれども、それ以外のものについては新たに条例でやるというふうなことなんですね。

事務局（環境政策課 宮尾）

あの、着手というか、公告縦覧などを区切りとして検討したい。

亀山委員長

...はい、手続に入っているものについてはということですね。

で、中村委員が御心配されている、鳥についてのどうやっているのかということについて、お知りになりたいことがあれば...

中村（浩）委員

よろしいですか。

中村ですが、現在NEDOのこれに基づいて、全国各地でやられているんですが、やはり各地で問題が起きてるわけですね。つまり、ちゃんとした調査が行われて、ちゃんとした人によって評価されるころまでいかに、どんどん進行しているところに一番の問題があつてですね。学会としてもこの問題は放っておけないという状況にあるわけです。先程の説明で私もわかったんですが、県の条例ができる前は、進行状況に合わせてやるということですが、そういう対応しかないと思います。しかし、作ってから問題になるよりは、今のうちから、ある程度みておくことは必要ではないかと思えますけどもね。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。

では、小澤委員。よろしいですか。

小澤委員

小澤です。それに関してですね、先程の資料の5 - 1の一番裏側、一番最後になるんですが、まだ全体わからない状態での意見だったのですが、その中でですね、環境要素として、風力発電の時に「電波

障害」という範疇が必要になってくるように思われますが、現在の技術指針の中で、具体的にはそこにはないものを、どういうふうに入れていくかという問題が出てくるのではないかとこのように思っていて、このような意見を書きました。以上です。

亀山委員長

この「電波障害」というのは風車が回転することによって生じるような電波障害があるということですか。

小澤委員

先程の事務局からの御説明のとおり、装置が大きかったり、あるいは送電線が空中に張られれば、テレビの受信とか、そういう問題が生じる可能性があると思われまので、そこら辺について、環境要素として指針の中に入れて、それに相当する部分があればいいんですけども、そうでないと、その対応ができないのではないかとこのように思っています。そこら辺考える必要があるのかなというふうに思いました。

亀山委員長

なかなか、電波というか、電磁波については結構難しいんですね、一般的にどうしたものかというのがわかりにくくて。ちょっと余談になって恐縮なんですけど、県のアセスメントの、条例の前は要綱だったんですけども、その要綱を作る時に私も委員をやっておりまして、その時に「電磁波」というのは入れられないのかなと思ってちょっと考えてみたんですね。というのは、例えば野辺山はすごく空がきれい...というか要は電磁波で汚染されていないんですね。ですから電波天文台をあそこに置いてあるんですけども。長野県はわりと大事なことで、乗鞍のコロナ(観測所)とかいろいろやっているのだから、全般的にそういう問題だとか、それから、夜間照明が天体観測をさせにくくしたり、野生生物に影響を及ぼしたりするから、もろもろの電磁波というか、長いものから短いまで全部ひっくるめて(要綱に環境要素として)入れると、信州の綺麗な空にいいんじゃないかという発言をしたら、皆さんに「世の中明るい方がいいんですよ」と言われて、一笑に付されて悔しい思いをしたこともあるんですけども、ちょっとそういう問題も考えなくてはいけないのかなと。環境省は8年前に光害(ひかりがい)という、要は夜間照明による天体観測がしにくい問題とか、野生動植物への影響があるので、8番目の公害にしようということで、光害を作ったんですけども、それにも私参加してたんですけども、あまりはやらないんですね、環境省のホームページにありますけれど。何かそんなような電磁波全体について何か考える必要があるように思いますね。どうやったらよいかっていうところはなかなか難しい。(波長が)短いから長いまでいろいろあって難しいなと思いますけど、大事な御指摘だろうとは思っています。

富樫委員

富樫です。風力発電に関連してなんですけど、資料4に改正骨子案ということなんですけど、ここにもう「総出力1万kw」という数字が出てるんですけども、これに関しては、これはどこを対象にするかというのは非常に大事な問題だと思うのですが、何か環境影響の面で根拠のある数字なのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

亀山委員長

はい、それでは御回答いただけますか。

事務局（環境政策課 白井）

環境政策課の白井です。1万kw以上ということにつきまして、影響の根拠というものはございません。ただ、先程説明いたしましたNEDOのマニュアル、これ詳細に記されたものがありますが、これが、1万kw以上の場合にはこのマニュアルに沿って（環境影響評価を）やってほしいというふうに指導しているものでありまして、それ未満のものにつきましてはマニュアルではなくてガイドブックという、より簡略化したものがございます。で、変な話なんですけど、みなしをかける都合上、揃えておいた方がよいという観点がまずひとつございます。

それから、現在県内で計画されております売電による営業を目的としたものが、1万kw以上と定義することによってほとんど全て入ってくるということ。

それから、条例の対象としている他の事業で、土地の改変面積というものを考えたとき、他のところでだいたい10ha以上といった開発のものを対象としておりまして、風車1基あたりにかかる面積ということを考えていきますと、概ね同じ面積を必要とするものが1万kw以上ということになってくるということで、改変面積の方から逆算したということもございます。

実際には、本来であれば、出力というものが基準になるものではないような気がします。改変面積あるいは回転翼の回る円の面積といったものの方が影響を図るうえでは適切なのではと思いますが、実際にやってみますと、総出力と比例をしているというわけで、出力を規模要件と今のところ考えております。これはまだ、一応お示しして皆様から御意見をいただいている段階ですので、この1万kwについての御意見は...事業者の方がよく言うのかなと思いますけども...一応今のところは意見としてはいただけていませんが、という値です。

富樫委員

では、まだこれから検討されていく値と考えてよろしいんですか。

亀山委員長

いかがですか。

事務局（環境政策課 白井）

はい。そのとおりですので、参考になる根拠がございましたら御教示いただきたいと思います。

亀山委員長

これは、県条例を改正するのだから、するのに関しての「1万kw」というのは変えないんですね。これからまだ変える余地はあるんですか。

事務局（環境政策課 白井）

はい、骨子案でして。条例の中で定義されているのは、条例の一番最後に別表というものがございまして、その中に、例えば「道路の建設」というような項目がありまして、その表に「風力発電所の建設」という言葉を入れるというのが条例改正でございまして、具体的な規模要件は施行規則に定めておりまして、そちらの中に細かく記載をしていくということです。

亀山委員長

でも、その時、一般的には条例の改正と施行規則の改正は一緒にやられるわけですよね。だから今のところはこれでいこうとしているわけですよね。

事務局（環境政策課 白井）

はい。

亀山委員長

ということだそうですけども。

つまり、これが県の案として、つまり条例の改正とともに「風力発電の建設」という項目が入って、それと同時に「総出力1万kw」となる。それを対象にしますよということになる。ということだそうですけども。

富樫委員

富樫ですけども、そういうことであれば、数字そのものをやはり、少し慎重に検討した方がよいのではないかと思います。

亀山委員長

その他何かございますか。

はい、梅崎委員。どうぞ。

梅崎委員

梅崎です。今の件に関連して、最初に聞こうと思っていたんですが。この総論のところ(0-3~0-5頁)に事業種別というのが幾つか挙げてありまして、ここに今回新しく風力発電も入っているのですが、それぞれの対象規模というのを、どこに、どういうふうに明確化されているのかが分からなかったということと、それに、今回の法律に伴う改正に伴い、わかりやすく、また経緯を明らかにするということで、このような事業種別などを最も明確に記述させなくてはいけないのではないかと思ったんですが。どのような方針でここ(総論0-3~0-5頁)には記述されているのでしょうか。

亀山委員長

対象規模はマニュアルではなくて、全体が別のところに書いてあるんですね。それでここに書いてないんですが、対象規模が決まっているのが前提になっていて、それでマニュアルが作られているということになっているんですね。

梅崎委員

その、検討経緯というのはどこにもでてこないんでしょうか。先程と同じようなことだそうですけども。

亀山委員長

今回それはいじらないんですね。アセスの対象規模に関していえば...

事務局（環境政策課 宮尾）

ええ。それはいじりません。

亀山委員長

対象とする事業と対象とする規模に関しては、従来通りのものでやると。それに風力発電が加わることになるということですね。

梅崎委員

あの、先程少しお答えの中に出てきました施行規則ですか、ここに説明がありますという記述はでてくるのですか。例えばこれを一般的に見たときにですね、どこの箇所を見て判断するかということがわかりやすくなっていればいいと思うんですが。

亀山委員長

そうか…。それは、じゃあ、あれですかね。後で皆さんにお送りしますかね。必要でしたらそうしましょうか。

事務局（環境政策課 宮尾）

パンフレットがございますが…

亀山委員長

要は、事業の名前と規模がさらっと書いたものが表になっておりだけのものですが、御入り用でしたらお持ちに…

事務局（環境政策課 白井）

（環境影響評価条例のあらましの3頁を示しながら）こういうようなイメージのものでしょうか。

梅崎委員

ああ、そうですね。

亀山委員長

では、そういたしましょうか。

（環境影響評価条例のあらましの3頁については、配付してもらいましょう。）

では、塩田委員、どうぞ。

塩田委員

あの、塩田です。確認をさせて下さい。

今の風力発電が条例の対象に入ったときに、マニュアルそのものはNEDOのマニュアルをそのまま使うのでしょうか。条例で（風力発電施設の対象化が）決まった後も…。新たにマニュアルを作るのですか。

事務局（環境政策課 白井）

環境政策課の白井ですけど、今の段階で風力発電施設に限定したマニュアルを作るということは考えておりません。ですから、今回改訂を検討している中で非常に大雑把に書いたものですが、それは、他の事業についても全く同じことであって、ただ、コンサルタント会社さんはNEDOのマニュアルに、より詳細に書かれていますので、そういったものを参考にしながら手続を進めていただくということは考えられます。

亀山委員長

ですから一般的にいうと、例えば、先程の鳥の話もそうですし、騒音とか振動とか、考えられるものは、今のこのマニュアルの中で読みながら対応すると、そういうことですね。ですから、新たに風力発電によって考えられるような、例えば特殊な振動ですとか、があるようでしたら、それを拾えるようなことをマニュアルに書いていくというようなことですね。

塩田委員

わかりました。

亀山委員長

はい。中村委員、どうぞ。

中村（浩）委員

今の点なんですけどね。風力発電を加えたら、マニュアルに、例えば猛禽類ということですね。やっぱり一番問題になるのは猛禽類の特に渡りですね。風が通る場所に風車を建てますからね。そこが鳥の渡りのコースになっている場合が多いわけです。先程言いましたように、実際の調査の、猛禽類のマニュアルができていますが、そのマニュアルでは対応できないということです。先程言いましたが、特に渡りの時期の調査が非常に大事ですね。春あるいは秋の、渡りの時期の調査をしっかりとやらないと、渡りをする特に猛禽類の影響を評価できませんから。今の事務局のお話では、NEDOに従ってやるということですがね、やはり、県のマニュアルの中にもそのことをきっちり書いておくことが必要ではないかと思います。特に猛禽類に関してはですね、平成7年に、...今日の資料の12-20頁にありますように、できるだけ猛禽類に対する影響を無くすために調査マニュアル...12-20頁ですね。（参考）という資料ですね。「環境影響評価における猛禽類調査マニュアル」というもの、これを特別に作ったわけですね。ずいぶん前になりますが、これに相当するようなものが、やはり必要ではないかと思います。先程言いましたように、このマニュアルは繁殖してる猛禽類に対する影響評価という観点で作られているわけです。しかし、先程から言っているように、渡り鳥に対する風力発電の影響ということで調査するということでは、このマニュアルとは違った調査の仕方が必要となってくるわけです。ですから本当に実効のある調査とそれに基づいた評価を行うのであれば、風力発電と鳥の渡りに関するマニュアルを作ることが必要かと思います。

亀山委員長

そうするとあれですかね。風力発電の環境影響評価における、...まあ猛禽類に限らないでしょうから...鳥類の調査マニュアルみたいなものがあればいいという考えですかね。そういうやり方もありますね。

この中に、一般的に読み取れるような項目にしちゃうわけではなくて、こんなような形で、風力発電の環境影響評価における鳥類の調査マニュアルというようなことで、特に渡りの問題だとかについて“季節的にしっかり調査して下さいよ”というようなこととか、“調査項目はこうしろ”とか、別途に作っておいた方がわかりやすいかもしれませんね。その辺も含めて検討したらよろしいのではないかと思いますね。それは、中村委員がいろいろと御関係なさっておられるでしょうから、御意見を伺いながら対応を考えるとというふうにさせていただきければと思います。よろしく願いいたします。

その他、何かありますか。

はい、大塚委員どうぞ。

大塚委員

大塚です。もうちょっと確認の意味でお聞きしたいんですが、風力発電の関係の評価マニュアルのNEDOのマニュアルでお示しいただいているんですが、今回、県の条例が改定されてこれが入ってくるということで、あと施行の時期と、今進んでいる部分が、県条例で対象になったときの、各段階でどの時点で対象になってくるかということで説明をされたんですが、今進んでいる方法書から、その時点でこれが（条例の）アセスに引き継がれてやっていく段階で、その兼ね合いと言うんですかね。方法書、評価書とありますけども、例えば準備書の段階なり、評価書に対して、既に進んでいるものについての、対象になったときにいろいろ意見を言える部分というのは兼ね合いが持てるというふうにお聞きしたんですが、今進んでいるものはこれで見なすということですが、その中途段階で入ってくる可能性があるとお聞きしたんですが、どんな兼ね合いで言っているのかなという...

亀山委員長

先程御説明いただいたのは、例えばひとつの例として、ある風力発電が、今、方法書の段階でやっておられる、その時に条例が施行されるとしますよね。そうするとその次の段階からは、条例の方で対応するということになるから、その準備書段階からは、やはりこの技術委員会にかかって、他の案件と同じように皆さんに御意見を頂く、ということに...それでいいんですね。

事務局（環境政策課 宮尾）

はい。

亀山委員長

というような形で進んでいくということですから、要は、条例が施行されるのに先行されて行われているものについては、そこまでは先行されているものを前提にしますけど、それ以後は条例の方で全部引き取りますよという、そういう御説明ですけども。

大塚委員

で、少なくともその方法書で行われた形を引き継いでやっていくことには変わりはありませんよね。中途段階であれよこれよと言った場合に、なかなか難しいのかなという部分が出てくるかと思うのですが。

亀山委員長

準備書段階になれば、もちろん、この場所（＝技術委員会）での議論になりますから、いろんなことを言っていていいわけですので、そんなに遠慮なさらなくてもいいんじゃないかと思いますが、一応どんな準備書がでてくるかってところまでは、たしかに方法書の段階で決まっていますので、ある準備書が出てくるわけですから。ただ、そこから先はこの、技術委員会でのことですから、ここで議論していただければいいかと思います。

大塚委員

少なくともこのマニュアル（＝資料４の２頁）には、「準備書」という形で出てきてないんですが、いずれにしても、方法書の次は準備書でやっていくという形の理解でよろしいでしょうか。

亀山委員長

それでよろしいんですね。

事務局（環境政策課 白井）

環境政策課の白井です。（資料４の２頁には）「準備書」が出ていないんですが、同じものが「評価書案」です。ドキュメントとしては全く同じです。

大塚委員

了解しました。

亀山委員長

その他に何かございますか。はいどうぞ。

花里委員

話がまた変わってしまうんですけども、書き方の問題なんですけども細かい文言についてはまたあとで事務局に対することとしてですね、この改正、大変わかりやすく書かれているんですが、ごめんなさい花里です。ひとつ生態系のところですね、私、生態学をやっていますので少し気になるんですけども、この中で生物種間の関係だとか、それから非生物的環境との関係に注目するというふうに書かれていて、これ大変結構だというふうに思います。ただですね、生態系というのは今大変ポピュラーな言葉になっていて、誰でも使っているんですけどかなり勘違いされていてですね、生態系というと生物群集、生物のことを言っているというふうに思っているという方、多いんですね。だけど実際は学術的な定義は、生物群集と非生物的環境、それを取り巻く非生物的環境との相互関係なんです。ですから、この中で非生物的環境との関係に注目するというふうには書いてあるんですけども、生態系とはそもそも何かということを理解していると、おのずとその辺がすごく重要なんだという認識を持ってもらえると思うんですよ。そういう点ではこの最初のところに生態系の定義ですね、そういったものを、たぶん一般の人には誤解されているだろうこういう文言については、定義を書いた方がいいんじゃないか、わかりやすいような言葉でですね、と思います。さっきの文化財もそうなんですけれども、もう一回事務局の方でも全体ちょっと見ていただいて、法律的、学術的な定義はされていても、一般的には誤解を受けるようなことはわかりやすく、少し補足するというのか、そういったようなことが必要かなというふうに思いました。

亀山委員長

ちょっと私それについてですね、意見あるんですよ。というのは、実は生態系っていうものについてしゃべらせると、生態学の人には十人十色でみんな違うことをいうんですよ。なかなか同じところに行き着かないということがあって、実は国土交通省のアセスのマニュアルで、ダム河川というのと、道路というのと、面整備と三つあったんですけど、私は全部につきあったんですが、ダム河川のマニュアルを作るときに生態学関係の人が四、五人いたんですよ。これが生態系について一年間議論したんですけど、ちっともまとまらない。「私はそう思わない」とみんながすごく声高でよくしゃべる人ばかりで、すごい苦労したんですよ。全然まとまらないんです。しょうがないから要は自然のまとまりなんだよねというのでお終いにしたんです。それ以上のことを書くと、私はそういうことじゃないと、物質循環を入れないと絶対ダメだと、では全部殺して腹さいて何食っているかやらなきゃダメなんだよねって言ったから、そうしなきゃわからない生態系は、という人もいます。食物連鎖をきっちり終えなければ生態系をやったことにならないという人もいたりしてね。とにかく大変なんだから、だから生態系の定義はしない方がいいなってしみじみその時思って、自然のまとまりだよなと。はぐらかして悪いんですけどずいぶん苦労したことがあるんです。

花里委員

花里ですけども、それは生物学事典とか生態学事典にちゃんと定義があって、基本的にその今、物質循環という話が出ましたけど、そうなんですよ。で、生き物と非生物的環境の間で物質がぐるぐる回っていますから、それを含めたシステム、生態系ですから、なんですけども結局それを理解することは生物だけでなく非生物的環境との関わりを理解することだし、それが生態系そのものですから、そういうことが生態系なんだと考えていけば一応ここでは非生物的環境との関係を考えてと言われても、それが補足的なものでなくて、生態系そのものだという認識を持っていただければ、アセスをする上です、こちらで、なんていうのかな、こと細かい規定をしなくてもやはりここを考えなくてはいいんじゃないかというような、考えが出てきてですね、よりきちんと評価できる、アセスができるのではないかとというのが私の考えです。

亀山委員長

今の先生のはわりと循環派の人の理屈なんですよ。物質循環派の生態系論者の方々は循環派なんです。循環派の理論をどんどん詰めていくとやはり、お腹の中を割いて何食っているか見ないと気が済まなくなるって理屈になるんですよ。それから参加してるのは誰かっていうやつで、動物植物の種を並べ立ててどういうものが出てきて、誰がこの生態系に参加しているかということを見たがる方々もおられたりするんですよ。非常にいろんな人がおられるということが、事実なんでなかなか難しいんです。確かにそれは。

佐藤委員

信州大の佐藤です。僕は植物ですけども、今花里先生が言われた理解で全く同感です。ですからおそらく20年前でしたら整理されてないけれども今ではきちっと整理されているレベルになっていると思います。それが一点です。それと、NEDOのとても困った内容が出てきたので結構ショックなんですけど、実はここには風力発電をですね、クリーンエネルギーという表現をされているんですけど実

は、絶滅危惧生物とかですね、寒地植物とか固有植物とか依存植物とかいう立場から見ますと、実はこの風力発電ができる場所というのは、とても高山植物ですか、一般的にはですね、そういった植物が多い所なんです。それで、今宗谷地方の東の海岸にたくさんできましたけれども、そこにある高山植物がもうぐちゃぐちゃになってしまうんですね。そういった心配もあるんで、やはり、もし生物多様性を日本として大事に考えるならば、この項目の心配なものひとつに絶滅危惧生物に配慮するとかですね、そういったことが必要だと思っております。この点が一個です。

それからあと小さいことですが、用語は生物関係もですね、いくつか変わって定義されているようです。つまり群落を集団だったかな、なんかそういう表現をされていますが、ちょっと中身的に小さいのが統一されていない部分がありました。その小さいことですが三つ。以上です。

亀山委員長

その辺はあとでまた文書で御指摘いただければと思いますのでよろしくお願いします。

佐藤委員

はい。

亀山委員長

他にはございますか。富樫委員、どうぞ。

富樫委員

富樫です。今回の直接その指針及びマニュアルの改正とは関わらないかもしれないんですけど、今回こういうふうに事後調査がですね、従来よりもさらに踏み込んだ形で位置付けられてくるということになった場合に、現在の技術委員会の制度なり流れの中でですね、その事後調査に見合う対応ができるようになっているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

亀山委員長

なかなか難しい問題ですね。

事務局（環境政策課 宮尾）

環境政策課の宮尾でございます。制度上の位置付けということですね、制度上、この技術委員会の関係ですと皆様方から御意見をいただいて、知事に意見を言うとか、技術指針の改正であれば意見を頂くという形にはなっておりますけれども、制度として何か皆様方が事後調査に対して直接何かこうアプローチすると、そういうイメージのことでしょうかね。

亀山委員長

もうちょっと、投げかけられた問題の理解が違うので、もう少し具体的に細かく。

富樫委員

あの、せっかくこの指針なりマニュアルに沿ってですね充実した事後調査が計画され実施されですね、何らかの結果が出てきたとしてですね、それをきちんと技術委員会なりの場でそのデータをまた次のア

セスに生かすような、そういう対応ができる体制なり、仕組みに今なっているかどうかというところなんですけれども。

亀山委員長
なるほどね。

事務局（環境政策課 宮尾）
現時点ではその結果に対してのフィードバックという形の体制にはなっておりません。

富樫委員
もしそうであればですね、この指針なりマニュアルが改正されたあとでもいいかと思えますけれども、それに対応できるようにフォローに関してもさらに検討する必要があるのではないかというふうに思います。

亀山委員長
なっていないとか、まだやってないでしょ、事後調査。

事務局（環境政策課 宮尾）
みなされた対象事業はあるんですけれども、今回の条例が施行されてから新たな案件として事後調査まで行っている案件はないんです。

亀山委員長
ないんですよ。なっていないじゃなくてやってないんですよ。

事務局（環境政策課 宮尾）
ただ、過去にみなされた案件はあったのでそういう発言をさせていただいたわけです。

亀山委員長
だから今後、事後調査が必要だということで事後調査がされるようになると必然的に事後調査を報告、公表しなきゃならなくなりますから、そうするとそれについてまた技術委員会が意見を言わなければならない。言うようなことになりますね。
そうなってなかったっけ。

事務局（環境政策課 宮尾）
折に触れて、報告事項のような形で過去の状況をこういう機会の中で報告をして皆さんの中から御意見を頂くという、そういう場面は当然あると思えますけれども。

亀山委員長
あれ、条例にはそこは書いてなかったんだっけ。事後調査についてっていうのは。

事務局（環境政策課 宮尾）

条例上の位置付けではそこまではないです。事務局レベルの対応になります。

亀山委員長

では少し考えなきゃいけないな。

中村(浩)委員

過去の技術委員会で、特に問題になった項目に関しては、例えばゴルフ場を作って、この問題がどうなったかを報告してもらおうという条件を付けて上げさせてもらう。しかし、今回の改正に伴って事後調査をしっかりとやるということですからね、問題になった項目に関しては技術委員会にしっかりと報告してもらうことを義務付けられるというふうに思いますか。そうしないとただ書いただけで実行が全然されないということになりますから。

亀山委員長

その辺については少しやり方を含めてお考えいただけるといいだろうと思います。宿題ということで。

事務局（環境政策課 宮尾）

検討させていただきます。

亀山委員長

先程の花里委員の生態系の話ね、生態系13がありまして、そここのところに一応書いてあるんですね。生態系の考え方というのが、ですからこれについて、これをこう直したらいいのではないかという御提案をいただくと、明快になると思いますのでそんなふうに返していただければありがたいと思います。話の腰を折ったつもりではございませんので。

亀山委員長

はい、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

信大の佐藤ですけれども、今、事後報告の話が出ましたけれども、一度今のこの風車も含めて、ダムもそうでしたけれども一度出来上がるとその後の環境評価をいくらしても、戻らないんですね。ですから事前の自然の状態というのをいかに守れるかという立場を、アピールするような委員会であってほしいと思います。ですから、一度大型のものができてしまうと、ダムも今になってようやくわかったんですけれども、どんなアセスを調べていっても、今ならば予測ができると思うんですね、情報がずいぶん集まってきましたんで、ですからできるだけ本当に自然というのを守れる形を今はキープしなければもう本当に種はどんどん減っていきますし、やはりここでかなり頑張らなくちゃいけないので、むしろ事後報告よりも事前調査というのを本当にしすぎるほどの努力を我々はアピールすべきだと思っております。

亀山委員長

あれがありましたね。東京電力が神流川発電所というのが、群馬県？埼玉県？・・・長野県の県境だから、川上村の向こうは何県？埼玉県？・・・群馬県。群馬県だよ。のところで、揚水発電のすごく大きいやつをやってましてね、長野県側に水ためをつくって、群馬県側にダムをつくってやってますけど。あのアセスをやったときに、予測・評価がどのくらい当たっていたか、というのをチェックするというのをやった例はありますね。で、かなりこういう項目についてはわりとちゃんとの中していたとか、というのをまとめたのがありますので、それをこういうことを考えるときに参考になるかと思えますけども。あれ東京電力くれるかな。やったものがあるんで報告書にはなってますけど。神流川。神に流れる川って書いて。揚水式の発電計画なんですね。

その他に何かありますか。

他にもいろいろ御意見おありだと思いますので、先程も言いましたようにそれぞれ委員の方が、御意見をまとめていただいて後日事務局にメール等で御提出いただいて、それを踏まえて事務局で改正案を修正していただくという形で、進めさせていただきたいと思うんですが。その時に、そうですね、今後のスケジュールについて少し事務局から御説明いただけますか。お願いします。

事務局（環境政策課 宮尾）

今後のスケジュール等について、事務局から御説明をさせていただきます。

ただいま、委員長からお話がありましたように後日委員の皆様から更なる御意見をいただきたいと思っております。それで、期限等でございますが、大変恐縮でございますが、この案件につきましてはできるだけ早く、風力の関係もある程度議会との関連もございまして、できれば4月の10日ぐらいを目処にですね、御意見を賜ればありがたいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいかと思えます。

亀山委員長

4月の10日「ぐらい」というと、私なんか1か月くらい先まで考えてしまうけど。

事務局（環境政策課 宮尾）

10日でよろしくをお願いします。

次回の会議の日程でございます。委員の皆様のお都合によるわけでございますけど、概ね4月の下旬から5月の連休明けぐらいのあたりを目処に、第2回目の技術指針等に関する技術委員会を開催できればなというふうに考えておりますけど、是非調整をさせていただければと考えております。

亀山委員長

それは、今日は大勢皆さんおいでいただいているから、この場では決められないんですけども、ちょっと御都合をお伺いしてよろしいですか。4月の下旬から5月の上旬。すいません、2、3候補をあげるさせていただいて、今日御欠席の委員の御都合も聞いてお決めいただくというふうに。で、私の勝手に申し訳ないんですけど、私の都合で言わせていただきますと4月23、25、5月2日、8日、9日あたりがいいんですけど、ちょっとそれを順に言いますので、御都合の悪い方はお手を挙げていただいて、事務局いいですか、それで。

4月23日月曜日なんですけど、午前・午後分けて聞いた方がいいかしら。じゃあ、午前・午後分けて聞きます。23日月曜日の午前、御都合の悪い方。はい。午後、御都合悪い方。はい。4月25日水曜

日午前、御都合悪い方。午後、御都合悪い方。はい。それから5月2日水曜日、午前御都合悪い方。午後、御都合悪い方。5月8日火曜日、午前御都合悪い方。午後、御都合悪い方。はい。5月9日の水曜日、午前御都合悪い方。午後御都合悪い方。

どんな感じですか。比較的少ないのはどこ。4月23日が何人でしたっけ。4月23日月曜日は……。比較的少なかったのは、ちょっと確認しますと……。25日どうでしたっけ……。5月2日は……。2日はわりといいな。じゃあ2日にしようか。すみません、ではまず5月2日が第一候補。第一候補にします。ちょっとここ埋めないでくださいね。第一候補にしておいて、5月2日の午前・午後、午前都合悪い方。午前・午後どちらでもいいですか……。午前ならいいですか……。はい、遠くから来られる方のことを考えると10時くらいでもいいですかね。では5月2日の10時からというのを第1案にして、おられない方の御都合を聞いて、それで決めていただければ。よろしく申し上げます。

事務局（環境政策課 宮尾）

はい。

亀山委員長

その他なんでしたっけ。

事務局（環境政策課 宮尾）

では、今の出欠状況についてもう一回だけ、5月2日の日は、どなたが御欠席でしょうか。

亀山委員長

塩田委員？

事務局（環境政策課 宮尾）

花里先生、お一人ですか、今のところ。そうですか。

亀山委員長

事務局……

事務局（環境政策課 宮尾）

それからすみません、あと今回の技術指針の改正の時期につきましては、環境影響評価条例の改正の時期に合わせまして、19年度の夏頃の告示を目指しております。そういうことから、大変お忙しい中ではございますけれども、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

亀山委員長

このやり取りとしては、4月10日までに頂きますよね。でそれから、次回の4月下旬から5月上旬にやるときにあんまりたくさん御意見があって収拾がつかないと条例の改正の方にずれ込んでしまうとまずいので、その間のやり取りがあってもいいですよ。つまり、委員のそれぞれの方から頂いたものに対して、事務局からこれはこうでしょうかという質問もあるでしょうし、こんなふうにやっていいでしょうかということもあるでしょうから、そんなふうにさせていただいて、ある程度みなさんに御

納得いただいた形で次回お出しするというのでいいですか。

事務局（環境政策課 宮尾）

はい。塩田先生とのものを例として取り上げさせていただきましたが、あんなような形で個別でも御意見をお伺いする場面があるかと思しますので、是非御協力を賜りたいと思います。

亀山委員長

その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議事のないようでしたら、議事の2にその他というのがございますが、それにつきまして事務局から何かございましたらお願いします。

事務局（環境政策課 宮尾）

はい、今後の案件の一応見込みということでございます。まだはっきりとした形ではないですけれども、比較的情報として可能性が高いものといたしまして御報告させていただきます。

昨年の4月から6月頃にこの委員会で方法書を御審議いただきました、一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路の準備書が、今のところ夏頃と言われてますが、提出される見込みということでございます。

それから、これは一般的に巷で騒がれておりますので、これは可能性としてお伝えしておきたいと思いますが、今後ごみの焼却施設の建設がですね、県で定めた広域化計画というのがありまして、それに基づいていくつか出てくる可能性があるということで、それは御承知おきいただければと思います。以上でございます。

亀山委員長

その他に委員の方から何か御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。